(2) 地上権の移転登記（改正前一、〇〇〇分の六・五）　一、〇〇〇分の七・五
平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日まで　一、〇〇〇分の七・五
平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで　一、〇〇〇分の九
(3) 所有権の移転の仮登記等（改正前一、〇〇〇分の六・五）　一、〇〇〇分の七・五
平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日まで　一、〇〇〇分の七・五
平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで　一、〇〇〇分の九
(4) 地上権の移転の仮登記等（改正前一、〇〇〇分の三・二五）　一、〇〇〇分の三・七五
平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日まで　一、〇〇〇分の三・七五
平成二六年四月一日から平成二七年三月三一日まで　一、〇〇〇分の四・五
なお、会社分割に伴う不動産の抵当権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置については、適用期限の到来をもって廃止することとした。

(三) 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の施行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの間に、移転補償事業により大阪国際空港周辺の土地の所有者からの申出に基づき当該土地の買入れを行った場合における当該土地の所有権の移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八二条関係）
(1) 平成二六年三月三一日
(2) 空港運営権者が特定空港運営事業に係る公共施設等運営権について設定の登録をする日

(四) 国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を一、〇〇〇分の三・五（改正前一、〇〇〇分の三）に引き上げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八二条の二関係）

(五) 認定民間都市再生事業計画に基づき特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる計画に都市再生特別措置法の規定により公表された都市再生事業に関する事項が記載された整備計画を含めることとした。（租税特別措置法第八三条関係）

(六) 次に掲げる租税特別措置を廃止することとした。
(1) 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（旧租税特別措置法第八二条関係）
(2) 帝都高速度交通営団が行う出資に係る財産の給付に伴い東京地下鉄株式会社が受ける登記等に対する登録免許税の免税措置（旧租税特別措置法第八四条の三関係）

消費課税

(一) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の五関係）

(二) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八八条の二関係）

(三) 地球温暖化対策を推進する観点から、石油石炭税の税率の特例として、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九〇条の三の二及び附則第四三条関係）

	改正前	改正後		
		平成二四年一〇月一日	平成二六年四月一日	平成二八年四月一日
原油・石油製品（一kl当たり）	二、〇四〇円	二、二九〇円	二、五四〇円	二、八〇〇円
ガス状炭化水素（一t当たり）	一、〇八〇円	一、三四〇円	一、六〇〇円	一、八六〇円
石炭（一t当たり）	七〇〇円	九二〇円	一、一四〇円	一、三七〇円

(四) 特定の用途に供する輸入石炭に係る石油石炭税の軽減措置の創設
(1) 平成二四年一〇月一日から平成二六年三月三一日までの間、苛性ソーダの製造業を営む者が苛性ソーダ製造用電力の自家発電に使用する石炭及び塩製造業者が一定の塩製造用電力の自家発電に使用する石炭について、税関長の承認を受けて保税地域から引き取るときは、石油石炭税を軽減することとした。（租税特別措置法第九〇条の三の三及び附則第四四条関係）
(2) 右記(1)の適用を受けた石炭について、特定の用途以外の用途に供し、又は用途以外の用途に供するために譲渡した者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処することとした。（租税特別措置法第九〇条の七関係）

(五) 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の創設
(1) 平成二四年一〇月一日から平成二六年三月三一日までの間、内航海運業を営む者が内航運送の用に供する軽油又は重油、一般旅客定期航路事業を営む者が当該事業の用に供する一定の軽油又は重油、鉄道事業を営む者が一定の鉄道事業の用に供する軽油、国内定期航空運送事業を営む者が当該事業の用に供する航空機燃料及び農林漁業を営む者が農林漁業の用に供する軽油について、石油石炭税の一部を還付することとした。（租税特別措置法第九〇条の三の四及び附則第四五条関係）
(2) 不正の行為により、右記(1)の還付を受け、又は受けようとした者は、一〇年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。（租税特別措置法第九〇条の七関係）

(六) 次に掲げる租税特別措置の適用期限を当分の間延長することとした。
(1) 輸入・国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税・還付措置（租税特別措置法第九〇条の四及び第九〇条の五関係）
(2) 輸入特定石炭に係る石油石炭税の免税措置（租税特別措置法第九〇条の四の二関係）
(3) 国産石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の六の二関係）

(七) 輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(八) 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置について、適用対象に沖縄県において発電の用に供する液化天然ガスを追加した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の四の三関係）

(九) 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置について、適用対象に宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料を追加した上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第九〇条の八の二関係）

(一〇) 自動車重量税の税率の特例について、当分の間の措置として、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第九〇条の一一、第九〇条の一一の二及び第九〇条の一一の三関係）
(1) 燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている検査自動車及び左記(2)の検査自動車以外の自動車について、一定の税率引下げを行う。
(2) 新車新規登録から一三年を経過した検査自動車について、改正前の税率を適用する。